

<資料 1－3>

こ 総 政 第 2 8 0 号
令和 5 年 12 月 22 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

こ ども 家 庭 庁 長 官

こども大綱を勘案した自治体こども計画の策定について（通知）

こども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 9 条に基づく「こども大綱」が令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定（別添 1）されました。

法第 10 条においては、都道府県こども計画、市町村こども計画（以下、「自治体こども計画」という。）について、都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされ、また、市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされています。

各自治体におかれては、こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）の活用を御検討いただくとともに、必要に応じて自治体こども計画策定ガイドライン（仮称）（令和 5 年度末に公表予定）も御参照ください。（別添 2）

また、法第 11 条においては、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」こととされています。

自治体こども計画の策定に当たり、「こども基本法に基づくこども・若者、子育て当事者の意見反映について（通知）」（令和 5 年 11 月 17 日付 こども家庭庁長官）も御活用し、意見聴取の取組を行うようお願いします。

今後、こども家庭庁では自治体こども計画の策定状況について実態把握を行うとともに、ホームページ上にて公表することを予定しております。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してこの旨の周知をお願いします。

なお、こども大綱の閣議決定に当たっては、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画）からメッセージも発信しておりますのでぜひご覧ください。（別添 3）

○資料掲載ページ先一覧

【こども大綱】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>

【こども・若者、子育て当事者等からの意見聴取の取組に関する資料】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/52eab911-8cc7-44d9-9c2a-cc021ea2b2d2/8eefdc51/20231201_policies_kodomo-taikou_toushin_06.pdf

【連絡先】

○こども家庭審議会 及び こども大綱について

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）企画調整係
担当：花房、和田、万木、堀越、伊井

電話：03-6860-0115

Email: sougouseisaku.kikakuchousei@cfa.go.jp

○自治体こども計画について

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付計画係
担当：新田、野村

Email: sougouseisaku.keikaku@cfa.go.jp

○こども・若者、子育て当事者の意見反映について

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付こども意見係
担当：高山、加藤、安岡、遠藤

Email: sougouseisaku.kodomoiken@cfa.go.jp